



# 宿泊税条例の制定について

令和7年12月22日～令和8年1月20日 北広島市パブリックコメント資料



## 宿泊税の目的と必要性

北広島市は、これまで地域資源や集客施設を活かした「都市型観光」を推進してきましたが、観光都市としてのイメージは低く、観光入込客数も年間100万人前後で推移してきました。

令和5年3月に「北海道ボールパークFビレッジ（Fビレッジ）」が開業し、これまでにない大規模な観光資源を獲得し、観光振興の絶好の機会を迎えています。

### 【Fビレッジの影響】

プロ野球の観戦のみならず、商業、飲食、宿泊及びアクティビティを備えた一大複合施設であるFビレッジは、市単独では成しえなかった規模の集客力（令和6年度観光入込客者数約538万人（前年比16%増））をもたらしました。

### 【課題と目標】

観光客の多くがFビレッジへの来訪に集中しているため、消費効果が市全体に波及しきれていない点や、オフシーズンの客数減少が課題となっています。これら経済効果を市全体に波及させ、地域経済の持続的な発展に繋げるため、市が主体的に観光振興事業を展開する必要があります。



観光客の利便性や快適性、新たな魅力の提供を通じた周遊性や滞在性の向上など、観光のさらなる推進に向けた取組を戦略的かつ計画的に進めるため、その基盤となる安定した特定財源である宿泊税を導入します。

観光施策の推進は、市民に対しても利益としてもたらされるとともに、本市に訪れる方にも多くの受益がありますので、受益と負担の関係や、持続可能な事業展開の観点から、本市に宿泊される方にも負担を求めるものです。



## 観光振興によるまちづくりの促進

観光客が本市を訪れることにより、消費活動に伴う観光産業の売上が期待され、新たな雇用の創出や所得の向上といった直接的な経済効果を生み出します。さらに、令和9年9月にはFビレッジ内に新たな宿泊施設の開業が予定されており、本市に宿泊される方が増加することで、本市のまちづくりにおける観光の重要度は今後ますます増大していくと予想されます。

## 観光振興施策の展開イメージ

受入環境の整備	滞在及び宿泊における価値向上
	観光案内の充実
	移動利便性・安全性の向上
新たな魅力の提供	観光コンテンツの充実
	現存する資産の発掘及び磨き上げ
	スポーツの価値を活かした観光の推進
持続可能な観光の推進	観光関連人材の確保・活用
	災害対応力の強化
	入込客の季節偏在性対策

※観光振興の施策は、現段階で想定しているイメージであり、毎年度の予算編成の中で事業を検討・精査し、議会の議決を経た上で決定されます。



## 令和6年10月実施のパブリックコメントからの変更点

宿泊税は、宿泊事業者が宿泊者から北海道分と北広島市分を一括して徴収することになるため、徴収に係る事務負担の軽減に配慮しながら、北広島市の特性や目的、納税者の担税力などを考慮し、「段階的定額制」による導入を検討してきました。

しかしながら、本市に宿泊される方の半数以上が1人1泊当たり1万円未満の宿泊料金となっており、本市が「段階的定額制」を採用した場合、安価な宿泊施設ほど宿泊税の負担割合が高くなる「逆進性」が生じることが課題となっていました。

こうした課題に対応するため、先行導入自治体の事例を参考に、1人1泊当たりの宿泊料金に一定の税率を乗じて徴収し、その税額から道税分を控除した残りの額を市税分とする「道税控除方式」による「定率制」を採用することとしたため、制度設計を再考し、改めてご意見を諮るものです。

	北海道	北広島市（令和6年10月時点）	北広島市（今回）
税率	1人1泊についての宿泊料金が ・ 2万円未満の場合 100円 ・ 2万円以上5万円未満の場合 200円 ・ 5万円以上の場合 500円	1人1泊についての宿泊料金が ・ 2万円未満の場合 200円 ・ 2万円以上5万円未満の場合 300円 ・ 5万円以上10万円未満の場合 500円 ・ 10万円以上の場合 1,000円	1人1泊についての宿泊料金の3% ※上記から道税分を控除（道税控除方式）

【宿泊料金に含まれないもの】

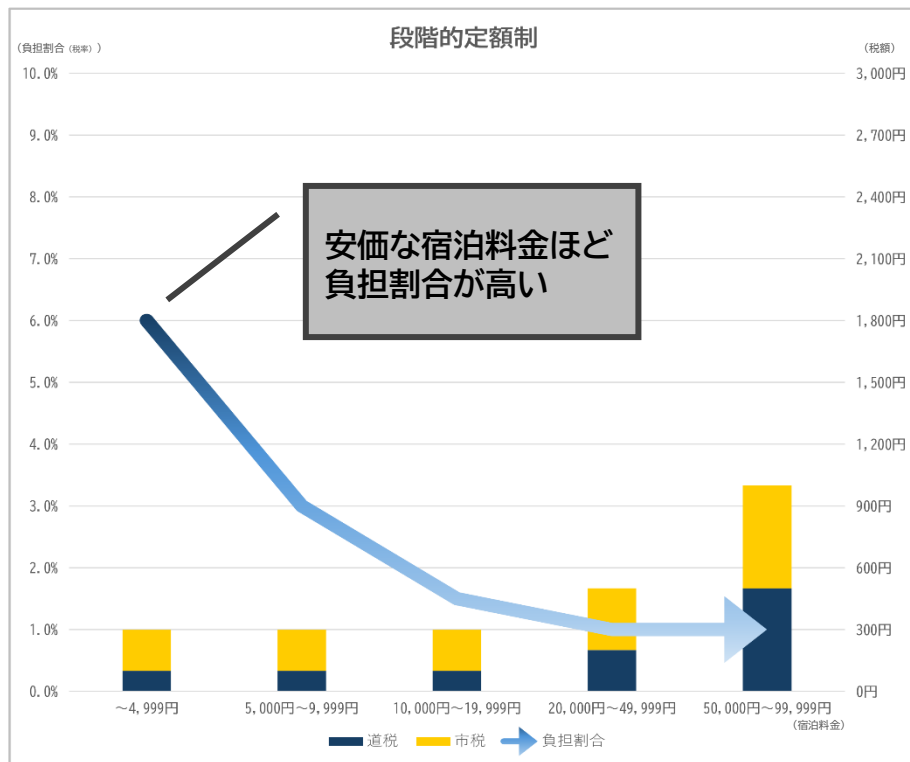
宿泊に伴い提供される飲食代、遊興費、会議室利用料、消費税、駐車料金、電話代、クリーニング代 など

【宿泊料金に含まれるもの】

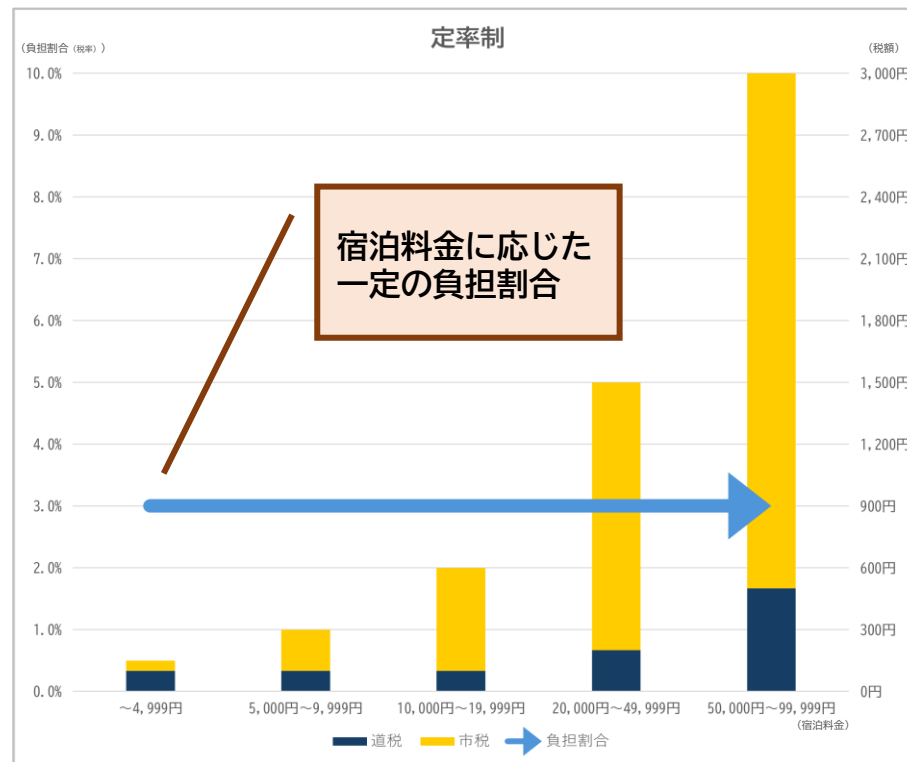
清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代及びサービス料、奉仕料 など

# 令和6年10月実施のパブリックコメントからの変更点

## 【宿泊税の負担割合（税率）イメージ】



宿泊料金	~5千円未満	5千円~1万円未満	1万円~2万円未満	2万円~5万円未満	5万円~10万円未満
宿泊者数割合	8割~9割			1割~2割	
負担割合(税率)	6%~	3%~6%	1.5%~3%	1%~2.5%	1%~2%
道税額	100円	100円	100円	200円	500円
市税額	200円	200円	200円	300円	500円



宿泊料金	~5千円未満	5千円~1万円未満	1万円~2万円未満	2万円~5万円未満	5万円~10万円未満
宿泊者数割合	8割~9割			1割~2割	
負担割合(税率)	3%				
道税額	100円	100円	100円	200円	500円
市税額(最大)	約50円	約200円	約500円	約1,300円	約2,500円

## 北海道の課税要件との比較

項目	北海道	北広島市
徴収開始予定時期	令和8年4月	令和9年10月
課税客体（行為）	・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所への宿泊行為 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）への宿泊行為	
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数	上記宿泊施設への宿泊者の宿泊料金
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者	
税率	1人1泊についての宿泊料金が ・ 2万円未満の場合 100円 ・ 2万円以上5万円未満の場合 200円 ・ 5万円以上の場合 500円	1人1泊についての宿泊料金の3% ※上記から道税分（左記）を控除 （道税控除方式）
徴収方法	特別徴収	
課税免除	・ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者 ・ 認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体又は年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者	
免税点	なし	

- 徴収開始予定時期、課税標準及び税率以外は、北海道の課税要件と同様となります。
- 道税の導入後に市税を導入することから、宿泊事業者に対してシステム整備費補助金を別途交付する想定です。



## 今後のスケジュール

年月	実施内容
令和7年12月	パブリックコメントを実施
令和8年 3月	北広島市議会へ（仮称）北広島市宿泊税条例案を提出（令和8年第1回定例会）
	総務大臣の同意に係る手続
令和9年10月	条例施行
	宿泊税の徴収開始